

報告書記入要領 2

〈産業廃棄物収集運搬業者用〉

〈特別管理産業廃棄物収集運搬業者用〉

「記入例2」中の「※印」を参照しながら読み進めてください。

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に福岡県内全域（政令市（北九州市、福岡市及び久留米市）を含む。ただし、政令市長から積替え保管を含む許可を受けている場合の、当該市内のみの運搬実績及び当該市と他の都道府県等間の運搬実績を除く。）で積み込み又は積卸しを行った産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理実績について全て回答してください。なお、他者から受託した処理の実績を記載してください。（自社処理分は記載しないでください。）
実績がない場合であっても、余白に実績なしと記入して提出してください。
各報告書の記入欄が不足する場合は、用紙を複写してください。

1 実績報告書第3号について

- (1) ※1の「許可の年月日及び許可番号」は、各自の許可証をよく確認のうえ、記入してください。
- (2) ※2の「廃棄物の種類」には、コード表②を参照して記入してください。
- (3) ※3の「委託者」には、報告者に廃棄物の収集運搬を委託した排出事業者又は再委託を受けた場合は収集運搬業者についての「氏名又は名称」、「排出する場所」及び「受託量」を記入してください。
なお、「排出する場所」は、福岡県内は市町村名まで、福岡県外は県名まで記入してください。
※6の「許可番号」は、収集運搬業者からの再受託の場合のみ記入してください。
- (4) ※7、※8、※9の各「量」の欄は、必ず単位（t、m³、kg、ℓ）をつけて記入してください。（できるだけt単位での記入をお願いします。）
また、合計量を記載してください。
- (5) ※4の「運搬先」は、運搬先の処分（中間処理又は最終処分）業者について、「許可番号」、「氏名」、「住所」及び「運搬量」を記入してください。
- (6) ※5の「再委託した収集運搬業者」は、報告者が収集運搬業者に運搬を再委託した場合の受託業者について記入してください。
なお、再委託は原則として禁止されています。やむを得ない理由により再委託を行う場合は、省令に定める再委託の基準に従って委託する必要があります。

2 電子媒体等による提出について

書面による提出に代えて、福岡県のホームページ上からの電子申請による提出が可能です。

提出にあたっては、下記のホームページ上に掲載されたフォーマットにて提出してください。

ふくおか電子申請サービス
(<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsJuminWeb/NaviWholeList>)
→ (キーワードで絞り込む より) 「産業廃棄物の処理実績報告」